

# 随意契約による土地の売却について

島根県では、益田市土井町にある下記土地を売却するため一般競争入札を実施しましたが、入札参加者がなく、不落札となりました。

つきましては、下記のとおり随意契約を受け付けますので、契約を希望される方は必要書類の提出をお願いします。

## 記

### 1 売払物件の表示等

#### (1) 物件名 元益田高等学校（校長住宅）

区分	地目	所在地	面積（公簿・実測）
土地	宅地	益田市土井町口2073番4	208.29㎡
土地	宅地	益田市土井町口2073番12	3.49㎡

(2) 物件の概要及び状況 下記7の場所に備え付ける物件概要及び物件状況確認書（告知書）に記載のとおり。

### 2 予定価格について

予定価格（最低価格） 金5,150,000円

（入札を設定した日時 令和3年11月30日（火）10時00分（入札申込がなかったため入札不実施。））

### 3 売却方法について

予定価格以上の価格で、随意契約により売却することが可能です。

（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）

### 4 随意契約について

#### (1) 提出書類

- ①普通財産譲渡申請書（公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年1月28日島根県規則第1号 様式第16号）、以下「申請書」と記載します。）
- ②【個人】本籍地の市町村長が発行する身分証明書  
【法人】法務局が発行する現在事項全部証明書
- ③島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金がない旨の証明書」
- ④納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」
- ⑤入札参加資格に関する誓約書

詳細は下記7の場所に備え付ける入札参加案内に記載しています。

#### (2) 提出方法

文書による申請書等の提出が必要（持参又は郵送）です。（電子メール、FAX、電話等による申請は受け付けません。）  
郵送による場合は、書留又は簡易書留としてください。

#### (3) 提出先

〒690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

#### (4) 申請書等の受付

- ①申請書等は先着順で受け付けます。
- ②申込みが同時に行なわれたと認められる場合は、当課職員の抽選により申込み順を決定します。
- ③申請書等に不備等があった場合は、県から申請者に連絡しますので、指定する期間内に書類の補正等を行ってください。書類の補正等が完了した時は、申請書等が当初県に到達した日に遡って受け付けることとします。

#### (5) 申請書等の受付期限

今回の一般競争入札による処分手続きを開始するまで。

ただしこの期限は、予告しないで繰り上げる場合があります。（一般競争入札による処分手続き開始前でも、随意契約の申請受付を終了する場合があります。）

なお、繰り上げに係る文書掲示、島根県のホームページへの掲載は行いません。

#### (6) その他

申請書等を受け付けた後、見積書の提出、契約保証金の納付、契約書の調製等の手続きが必要です。

### 5 申請書の提出制限

次の方は、申請書等の提出はできません。

- ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めるときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ③島根県税について未納の徴収金がある者
- ④消費税及び地方消費税について未納の税額がある者
- ⑤地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者
- ⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体
- ⑧入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

6 一般競争入札に係る手続きの準用

随意契約による売却手続きは、入札にかかる手続きに準じて行います。この手続きについては、下記7の場所に備え付ける入札参加案内に記載しています。

7 問い合わせ先、物件概要及び物件状況確認書（告知書）及び入札参加案内（契約条項等を含む。）を備え付ける場所  
松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ（TEL 0852-22-6416）

令和3年11月22日

※この掲示に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。

島根県ホームページ>組織情報>総務部 管財課>未利用県有財産の売却について>現在申込受付中の物件

（以下余白）

令和 年 月 日

島根県知事様

申請者 住所

氏名

### 普通財産譲渡申請書

下記のとおり普通財産を譲渡していただきたく、関係書類を添えて申請します。  
記

譲渡を希望する財産	口 座 名	元益田高等学校（校長住宅）
	所 在 地	益田市土井町口2073番4、口2073番12
	種 類	土地
	構 造 又 は 目 地	宅地
	数 量	土地面積 211.78㎡（公簿・実測）
使 用 目 的	_____	
譲 渡 希 望 価 額	別途、見積書を提出する。	
そ の 他 必 要 事 項		
添 付 書 類	(1) 身分証明書（但し法人にあつては登記事項証明書） (2) 県税の未納の徴収金がない旨の証明書 (3) 未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書 (4) 入札参加資格に関する誓約書	

連絡先 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

# 見 積 書

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、元益田高等学校（校長住宅）

益田市土井町口2073番4、口2073番12

【土地】211.78㎡（公簿・実測）

上記のとおり、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他現地等を承知のうえ見積りします。

令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

注1 見積金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

注2 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載してください

# 土地売却公告

島根県では、益田市土井町にある島根県の土地を、一般競争入札により売却することとしました。購入を希望される方は、下記事項を参考の上ご参加ください。

なお、入札に参加される方は、この公告並びにこの公告に記載し所定の場所に備え付ける物件概要及び物件状況確認書（告知書）及び入札参加案内（契約条項等を含む。）に記載する事項を承知及び承諾のうえ参加するものと見なしますので、ご留意ください。

令和3年10月21日

島根県知事 丸山達也

記

## 1 売却物件の表示

### (1) 物件名 元益田高等学校（校長住宅）

区分	地目	所在地	面積（公簿・実測）
土地	宅地	益田市土井町口2073番4	208.29㎡
土地	宅地	益田市土井町口2073番12	3.49㎡

### (2) 物件の概要及び状況

下記11の場所に備え付ける物件概要及び物件状況確認書（告知書）に記載のとおり。

入札参加の検討にあたって、物件について調査を希望される方は、入札参加案内をご覧ください。

なお、落札者には、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

## 2 予定価格（最低入札価格） 金5,150,000円

## 3 入札事前説明会

入札参加を希望される方はご参加ください。

物件について説明のうえ、物件概要及び物件状況確認書（告知書）により物件状況の告知を行います。

あわせて、入札及び契約に関する説明を行います。

(1) 日時 令和3年11月11日（木）13時30分から

(2) 場所 現地説明した後、会議室（益田市昭和町13-1 益田合同庁舎第3会議室）へ移動します。

※入札事前説明会に参加される場合、令和3年11月9日（火）17時15分までに島根県総務部管財課財産活用推進室公有財産グループ（TEL 0852-22-6416）まで、ご連絡ください。参加者があることを確認したうえで現地にて事前説明を実施します。

※入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。

※今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては日程を変更する可能性があります。

## 4 入札参加申込

入札参加を希望される方は、必ず参加申込を行ってください。

(1) 申込期限 令和3年11月18日（木）17時15分（必着）までに以下の書類を提出してください。

①入札参加申込書

②【個人】本籍地の市町村長が発行する身分証明書

【法人】法務局が発行する現在事項全部証明書

③島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金がない旨の証明書」

④納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」

⑤入札参加資格に関する誓約書

(2) 申込先 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

## 5 入札及び開札

入札は郵便入札により行います。

郵便入札は、次の手続きにより行います。詳細は入札参加案内及び郵便入札の手続き案内に記載しています。

### (1) 入札書の提出

所定の方法により入札書を郵送、又は島根県総務部管財課に持参してください。

詳細は入札参加案内及び郵便入札の手続き案内に記載しています。

提出期限 令和3年11月29日（月）17時15分

（入札設定日の前日（開札日）の17時15分必着。）

### (2) 入札設定日時（開札日時）

令和3年11月30日（火）10時00分

### (3) 開札する場所

島根県総務部管財課

### (4) 落札者の決定

入札設定日時に開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

## 6 入札に参加できない者

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認められたときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 島根県税について未納の徴収金がある者

(4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がある者

- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者
  - (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体
  - (8) 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者
- 7 無効となる入札  
前項に掲げる者が行った入札及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第63条の各号に該当する入札
- 8 入札保証金
- (1) 入札保証金の納付  
入札参加者は、入札金額の100分の5以上の現金を入札保証金の指定口座に振り込み、又は島根県総務部管財課に持参してください。  
振込期限 令和3年11月30日（火）9時30分  
（入札設定日時の30分前。納付期限までに到達（口座通帳に印字された状態）させる。）
  - (2) 落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が契約を締結しない場合は返還しません。
  - (3) 落札者以外の入札保証金は入札終了後に返還します。
- 9 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の10以上の現金を契約前に納付してください。（契約保証金は売買代金の一部に充当します。）
- 10 その他入札及び契約等については、下記11の場所に備え付ける入札参加案内に記載のとおりとします。
- 11 物件概要及び物件状況確認書（告知書）及び入札参加案内等（契約条項等を含む。）を備え付ける場所  
松江市殿町1番地 島根県総務部管財課財産活用推進室 公有財産グループ（TEL 0852-22-6416）  
益田市昭和町13-1 島根県西部県民センター益田事務所（TEL 0856-31-9505）

（なお、この公告に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。（島根県ホームページ>入札情報>管財課））

（以下余白）

# 物件概要及び物件状況確認書（告知書） （物件名 元益田高等学校（校長住宅））

## 1 物件概要 【土地】

物件名	元益田高等学校（校長住宅）			
画地の所在	益田市土井町口2073番4、口2073番12			
地積	211.78㎡（公簿）	211.78㎡（実測）	地目	宅地
予定価格 （最低入札価格）	金5,150,000円			
形状等	間口約18.2m、奥行約11.6mの長方形の中間画地である。			
接面道路の幅員 及び周辺道路	西側で幅員約3.8mの舗装市道（法第42条2項道路）にほぼ等高で接面する。			
都市計画法 の制限	非線引都市計画区域			
	用途地域	第1種住居地域	その他	◆土砂災害警戒区域に南南東側の一部分がかかっている。 ◆島根県遺跡マップによると、対象地周辺には周知の遺跡は認められない。
	建ぺい率	60%		
	容積率	200%		
供給処 理の状 況	電気	引込可	公共下水道	なし （個別合併浄化槽対応）
	上水道	敷地内引込管有り（口径25mm）	都市ガス	なし （個別プロパンガス対応）
交通条 件公 共・公 益施 設等	JR山陰本線「益田」駅の南東方約1.7km（直線距離）			
注 意 事 項	<p>1 物件は、現状有姿で引き渡します。 現況と図面等が相違している場合は、現況が優先します。</p> <p>2 交通条件等は概ねの距離であり、詳細は現地を直接ご確認ください。</p> <p>3 建築に当たっての法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて管轄官公署等に確認してください。</p> <p>4 購入後の土地利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応じ、管轄官公署等に確認してください。</p> <p>5 コンクリート構造物（土留め）の劣化度及び強度については、調査しておらず不明です。東北東の水路側には土留が有りません。その他の敷地内構造物の劣化度及び強度については、調査しておらず不明です。</p> <p>6 地下埋設物については「2 物件状況確認書（告知書）」の「④敷地内残存物（旧建物基礎・浄化槽・井戸等）」の欄に記載のとおりです。</p> <p>その他の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。</p> <p>入札参加の検討にあたって、地下埋設物調査及び地盤調査等を希望される方は、調査を行うことができます。詳しくは入札参加案内をご覧ください。</p> <p>7 接面道路（舗装市道）は建築基準法第42条2項道路に該当すると判断されることから、道路中心線より約2.0mのセットバック（道路後退）を要するものと考えられます。詳細は益田市役所へお問い合わせください。</p>			

8 25mm径水道メーターと、一般住宅でよく使用される20mm径水道メーターでは水道使用料に差が出ます。20mm径メーターに取り替える際には、益田市への水道分担金は発生しませんが、工事費用がかかります。

9 東北東の水路へ排水管を出す際には、益田市の占用許可が必要です。

(以下余白)

## 2 物件状況確認書（告知書）

本物件は、下記のとおり状況であります。

	項目	状況
土地	①境界確定の状況	境界確定済み。
	②土壌汚染の可能性	不明。（調査していない。）
	③地盤の沈下、軟弱	調査していない。（地盤調査は行っていない。）
	④敷地内残存物（旧建物基礎・浄化槽・井戸等）	旧建物の解体工事設計図及び完成図からは、基礎杭はなかったと判断されます。ただし、そのことを目視で確認していません。その他の地下埋設物調査は行っていない。
周辺環境	⑤騒音・振動・臭気等	確認していない。
	⑥周辺環境に影響を及ぼすと思われる施設等	確認していない。
	⑦近隣の建築計画	確認していない。
	⑧電波障害	確認していない。
	⑨近隣との申し合わせ事項	地域及び近隣の状況（物的及び人的）については調査していない。地域及び近隣の申し合わせ事項（約束ごと）については確認していない。
	⑩浸水等の被害	確認していない。
	⑪事件・事故・火災等	確認していない。
	⑫その他売主から買主へ引継ぐべき事項	平成25年9月3日 益田高等学校校長住宅としての用途廃止。 物件概要に記載した事項。 現状有姿で引き渡します。

- 1 物件については、物件概要及び物件状況確認書（告知書）のとおりです。これらの内容を了解のうえ、入札に参加してください。
- 2 購入者は、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書（告知書）に、署名又は記名・押印し提出していただく必要があります。
- 3 この物件概要及び物件状況確認書（告知書）の記載内容を調査及び確認等した者は、島根県総務部管財課の担当職員です。  
（島根県に属する他の職員まで含むものではありません。）  
調査及び確認等した者が把握している事項について、物件概要及び物件状況確認書（告知書）に記載しています。

この物件概要及び物件状況確認書（告知書）において、不明としている事項、調査していないとしている事項、確認していないとしている事項、購入者において確認をお願いしている事項、又は検証していないとしている事項等について、購入後に、購入者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いません。

また、県において把握していないため、あるいは認識が及ばなかったため、この物件概要及び物件状況確認書（告知書）に記載していない事柄について、購入者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いません。

令和 年 月 日

本物件の条件が上記のとおりであることを、売主は買主に告知しました。

【売主】松江市殿町 1 番地 島根県 島根県知事 丸山 達也

上記のとおり、売主より告知を受けました。

【買主】住所 氏名 印

(以下余白)

令和3年10月21日

## 入札参加案内

(一般競争入札による島根県有地売却のご案内)

物件名 元益田高等学校(校長住宅)

所在地 益田市土井町口2073番4、  
口2073番12

面積 土地 211.78㎡(公簿、実測)

予定価格 金5,150,000円  
(最低入札価格)

入札日 令和3年11月30日  
(入札参加申込期限 令和3年11月18日)

【申込み・問い合わせ先】

島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL: 0852-22-6416

FAX: 0852-22-6037

## 1 物件

### (1) 物件

#### 【土地】

地目	所在地	面積（公簿・実測）
宅地	益田市土井町口2073番4	208.29㎡
宅地	益田市土井町口2073番12	3.49㎡

### (2) 物件の概要及び状況

- ①物件概要に記載のとおり。
- ②物件概要は、買受け希望者が物件の概要を把握するための資料です。  
物件の詳細については、買受け希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査及び確認を行なってください。
- ③物件（土地）への建物の建築等について、「物件概要」に記載のほか法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて管轄官公署等に確認してください。
- ④購入後の物件（土地）利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応じ、管轄官公署等に確認してください。
- ⑤落札者には、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

### (3) 物件にかかる調査及び確認等について

この入札を実施するにあたって物件に係る調査及び確認等（入札関係書類に記載するための調査及び確認等）を行っておりますが、当該調査及び確認等は島根県総務部管財課の担当職員が行いました。島根県に属する他の職員まで含むものではありませんので、ご注意ください。

### (4) 入札関係書類の記載内容等について

入札関係書類には、調査及び確認等を行った者が把握している事項について記載しています。

これら書類において、不明としている事項、調査していないとしている事項、確認していないとしている事項、購入者において確認をお願いしている事項、又は検証していないとしている事項等について、購入後に、購入者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いませんので、ご注意ください。

### (5) 入札物件の引き渡しについて

入札物件は、現状有姿で引き渡します。

入札実施にあたって、県において把握していないため、あるいは認識が及ばなかったため、入札関係書類に記載していない事柄について、購入後に入札参加者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いませんので、ご注意ください。（契約書（案）において、県は物件が種類または品質に関して契約内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）による責任を負わない定めとしています。）入札参加者において事前に現地を確認してください。

## 2 入札参加希望者が行う物件の調査について

(1) 入札参加の検討にあたって、物件を調査することができます。

地下埋設物調査及び地盤調査等並びに建物を売却する場合にあつては建物の耐震性能等の調査（購入後に必要なリフォームに係る調査等を含む。）を希望される方は、ご連絡ください。

当該調査については、以下により受け入れますので、ご承知ください。

- ① 調査日、調査内容（例 地盤調査、リフォーム費用の見積り等）及び調査方法（例 画地の東側で貫入調査を行う、畳をあげて床を調べる等。）について、県と協議し、県の承諾を得たうえで調査を行ってください。
- ② 調査は、周辺土地、建物、居住者、通行人等に影響の無い方法で実施してください。  
なお、調査により、周辺土地、建物、居住者、通行人等に損害を与えた場合は、調査を行った者がその責任を負うことをご承知ください。
- ③ 調査後は、物件を原状回復してください。なお、原状に回復できない調査は、承諾しません。

(2) 調査結果を、県に情報提供してください。（文書情報及び画像情報による。ただし、軽易なことは口頭によることができます。軽易であるかの判断は県において行います。）

県に提供された情報は、次のとおり取り扱いますので、ご承知ください。

- ① 原則として、入札設定日時より後に、県の事務処理上（当該情報の開示を含む。）利用します。
- ② ただし、物件の瑕疵と判断される情報、及び物件に関し買受者に不利益であると判断される情報は、入札設定日時前であっても当該情報を開示します。（当該判断は県において行います。）

(3) 調査をされる方以外の入札参加者へ

県は、入札参加希望者が物件の調査を行い、その結果について情報提供を受けた場合、上記（2）のとおり取り扱いますので、その旨ご承知ください。

## 3 入札事前説明会

入札に先立ち、現地の状況や境界等の説明及び入札手続き等の説明を現地にて行います。

入札事前説明会に参加を希望される場合、令和3年11月9日（火）17時15分までに島根県総務部管財課財産活用推進室公有財産グループ（TEL 0852-22-6416）まで、ご連絡ください。参加者があることを確認したうえで説明会を開催します。そのうえで、次の日時に直接現地へお越しください。

日 時	
令和3年11月11日（木）	13時30分～ 現地
現地説明の後、会場で説明 益田合同庁舎第3会議室 （益田市昭和町13-1）	

注1 入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。

注2 今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては日程を変更する可能性があります。

#### 4 入札参加申込み

##### (1) 入札参加資格

個人、法人を問わず、どなたでも入札に参加することができます。

ただし、次に掲げる事項に該当する方は参加できません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めるときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- ③ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がある者。
- ④ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がある者。
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体。
- ⑧ 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者。

##### (2) 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前の申込みが必要です。

以下の期限までに郵送または持参にて以下の①～⑤の書類を提出してください。

入札参加申込期限	提出先
令和3年11月18日（木） 17時15分 必着	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁4階） 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

#### 【提出書類】

- ① 入札参加申込書
- ② 【個人】 本籍地の市町村長が発行する身分証明書  
（提出日の3ヶ月以内に交付された原本）  
【法人】 法務局が発行する現在事項全部証明書  
（提出日の3ヶ月以内に交付された原本）

- ③ 島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書」（提出日の3ヶ月以内に交付された原本）
- ④ 納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」（提出日の3ヶ月以内に交付された原本）
- ⑤ 入札参加資格に関する誓約書  
法人用の誓約書においては、全ての法人役員（現在事項全部証明書に記載されている全ての役員）の氏名及び生年月日を記載してください。  
入札参加申込後、暴力団該当性について島根県警察本部に照会します。県を挙げての暴力団追放の取り組みですのでご承知ください

注1 共同で買受けされる場合は、「代表者選任届」により共同買受けの代表者を選任し、代表者の名前で入札参加申込書を作成してください。この場合、②～⑤の書類は共同買受人すべての方について必要となります。

注2 提出書類に不備等があった場合は、県から入札参加者に連絡しますので、入札執行者が指定する日までに補正等してください。  
同日までに書類の補正等ができなかった場合は、入札に参加することができませんのでご注意ください。

### (3) 代理人による入札

入札は、原則として入札参加申込みをされた方（法人の場合は代表者）に出席又は手続きしていただきます。

入札参加申込者が入札当日に都合が悪い場合等は、委任状を提出することにより代理人が出席又は手続きすることができます。

入札参加申込者が法人で、従業員の方等が入札に出席又は手続きされる場合は、当該従業員の方等への委任状が必要です。

代理人が入札に出席又は手続きされる場合は、入札までに委任状を提出してください。

ただし、郵便入札による場合、法人等の組織については、従業員の方等が代表者名で手続きされる場合は委任状は不要です。

### (4) 入札参加申込者数について

入札参加申込者数について県に問い合わせがあった場合、照会された時点の申込者数を回答します。

### (5) 入札参加を取り止める場合

入札参加申込み後、参加を取り止める場合、入札参加辞退届を提出してください。電話等で辞退の連絡があっても、入札参加辞退届が提出されるまでは入札に参加されるものとして入札準備をします。

なお、入札参加を辞退されても、そのことで入札参加者に不利益となることはありません。（ただし、入札参加申込みに要した費用の補償はありません。）

## 5 入札

入札は郵便入札により行います。

郵便入札は、次の日時、手続きにより行います。

詳細は「郵便入札の手続き案内」に記載しています。

### (1) 入札保証金の納付

入札保証金は、入札書に記載しようとする金額（「入札金額」といいます。）の100分の5以上の金額を指定口座に振り込み、又は島根県総務部管財課に持参してください。振り込みに要する費用は入札参加者が負担してください。

納付期限 令和3年11月30日（火）9時30分

（入札設定日時の30分前。納付期限までに到達（口座通帳に印字された状態）させる。）

落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当し、落札者以外の入札保証金は入札終了後に返還します。

注 入札参加者は入札保証金の20倍までの額しか入札書に記載することができませんのでご注意ください。20倍を超える額を記載すると当該入札参加者の入札は無効となります。

### (2) 入札書の提出

所定の方法により入札書を提出してください。

詳細は郵便入札の手続き案内に記載しています。

提出期限 令和3年11月29日（月）17時15分

（入札設定日の前日（開札日）の17時15分必着。）

### (3) 入札設定日時（開札日時）

令和3年11月30日（火）10時00分

### (4) 開札する場所

島根県総務部管財課

### (5) 入札回数

入札回数は1回のみです。

入札価格が同額の場合は、くじ引きによります。

### (6) 入札書の記載について

入札書及び委任状（代理人による入札の場合）は、別添の用紙に万年筆又はボールペンで記入してください。特に入札金額は分かりやすく記入し、金額を書き誤った場合は、訂正せず書き直してください。

また、記名・押印（法人の場合は代表取締役の職印、代理人による入札の場合は委任状の受任者印と入札書の印が同一であること）が正しく行われているか確認してください。

入札参加申込書、委任状及び入札書等に押印された印影が繋がらない場合は、電話等による連絡により、本人確認等させていただく場合があります。

### (7) 落札者の決定

入札設定日時に開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

## 6 入札にあたって付す条件

入札に参加される方は、物件概要及び物件状況確認書（告知書）、入札参加案内の内容並びに県有財産売買契約書（案）を承諾されたものとみなします。

## 7 契約について

### (1) 契約手続

- ① 落札された方は、落札決定の日から7日以内（落札日は不算入。）に、契約保証金を納付し、県と売買契約を締結しなければなりません。
- ② 契約保証金  
売買契約を締結する際には、契約保証金（契約金額の100分の10以上に相当する金額の現金）を納付していただきます。  
ただし、入札保証金を契約保証金に充当することが可能です。  
契約保証金の納付をもって、契約締結となります。（契約保証金納付日が契約日となります。）  
契約保証金は、県が発行する納入通知書により納付してください。  
納入通知書は、入札日の翌開庁日に発行し郵送します。（落札者へ納入通知書が到達してから納入期限まで短いのでご注意ください。なお、落札決定後、即日、現金又は小切手で納付することもできます。）7日以内に契約保証金を納付されない場合（契約されない場合）は、落札は効力を失い、契約できなくなります。この場合、入札保証金はお返しいたしません。
- ③ 物件概要及び物件状況確認書（告知書）  
落札された方には、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。
- ④ 契約書  
契約保証金納付後、契約書を作成し、双方が署名又は記名、押印します。  
双方が署名又は記名、押印した契約書を、すみやかに取り交わす必要がありますので、ご対応をお願いします。  
なお、県が保有する契約書（落札者が発行する契約書）に貼付する印紙代は落札された方のご負担となります。  
落札者が保有する契約書（県が発行する契約書）には印紙は貼付しません。  
売買契約は、落札された方の名義で締結します。したがって、共同で買受けされる方は、共同買受け人すべての方の名義で締結することとなります。

## 8 契約条項について

### (1) 契約条項

別添 県有財産売買契約書（案）に記載するとおり。

### (2) 物件引き渡しまでの危険負担

契約締結時（契約保証金納付時）から物件の所有権移転時（残代金の納付時と同時に物件引き渡しとなる。）の間、双方の責任に帰することができない理由で、物件が滅失又はき損した場合、契約を解除することができます。

### (3) 契約不適合責任

県は、物件の契約不適合責任を負わない定めとしています。  
購入後の物件の不具合、物件利用に係る損害発生について、県は責任を負いません。（ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、別途規定有。詳細は契約書参照。）  
このことは、落札額の多寡によりません。（いくら高額で落札されても、このこ

とについて県は責任を負いません。)

なお、入札参加をお考えの方は、検討にあたって、物件を事前に調査することができます。

地下埋設物調査及び地盤調査等並びに建物を売却する場合にあつては建物の耐震性能等の調査（購入後に必要なリフォームに係る調査等を含む。）を希望される方は、ご連絡ください。

(4) 契約後10年間の用途制限があります。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する方の事務所、住宅又はこれらに類するものの用途に供してはならないこと。
- ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はこれらに類するものの用途に供してはならないこと。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならないこと。
- ④ 上記①から③までに掲げる用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、又は貸付けてはならないこと。

(5) 契約後、契約者が契約書に規定する義務を履行しない場合は、売買契約を解除する場合があります。

## 9 売買代金の納入

- (1) 売買代金（契約締結の際に納付された契約保証金を売買代金の一部に充当し、その残金。）は、県が発行する納入通知書により納付していただきます。
- (2) 納入期限については、契約締結前に落札された方と協議しますが、おおむね契約締結日から2ヶ月以内とします。
- (3) 売買代金が納入期限内に納付されない場合は、売買契約を解除します。この場合、契約保証金は違約金として県に帰属することとなり、お返しいたしません。
- (4) 契約保証金は、その受入れ期間について利息を付けません。

## 10 所有権の移転及び登記について

所有権は、売買代金が完納された時に、県から買受人へ移転し、物件を現況のまま引渡します。

所有権の移転登記は、売買代金の完納が確認された後、県において嘱託します。登記嘱託に係る手数料は不要ですが、所有権移転登記に係る登録免許税は落札された方の負担となります。

なお、共同買受け人すべての方の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権移転登記を行いません。

### 1 1 物件引渡しについて

物件は現状有姿で引渡します。（現況と図面等が相違している場合は、現況を優先します。）

### 1 2 物件引渡し後について

- (1) 水道に関する給水装置の修理や配管の移設等、並びに公共下水道に関する汚水桝の修理及び排水管の移設、その他公共下水道がない場合の浄化槽設置等に要する費用は、県では負担しません。

上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、県では、補修や引込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出及びそれらの手続きは、行ないません。

建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せのうえ、買受け人において対応してください。

- (2) 立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等、地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、県では行ないません。

### 1 3 入札情報の開示等について

入札結果に関する事項について、県に問い合わせがあった場合は、落札金額及び落札者（所有権移転登記完了までは法人であるか個人であるかについてのみ。所有権移転登記完了後は法人名、個人名まで。）を回答します。

なお、入札後の契約事務及びその他の物件引き渡し事務等において、落札者の実名をあげて手続きする場合がありますので、ご承知ください。

### 1 4 その他

不動産の取引・所有に係る税については、入札参加者において確認してください。

# 郵便入札の手続き案内

まず入札参加申込が必要です。  
(令和3年11月18日(木)17時15分(必着))

## 1 入札保証金の納付

入札参加者は、次のとおり入札保証金を納付してください。

納付方法 下記口座に振り込む、又は島根県総務部管財課に持参  
(振り込みに要する費用は、入札参加者の負担です。)

納付する口座 (島根県収入分任出納員の銀行口座)

金融機関名 山陰合同銀行 (金融機関コード 0167)

支店名 県庁支店 (支店コード 005)

口座の種類 普通

口座番号 4504528

口座名義 シマネソウムブ カンザイ カシユニューブ ニンスイウインガ セズオ  
島根県総務部管財課収入分任出納員永瀬一男

納付期限 令和3年11月30日(火)9:30

(入札設定日時の30分前)

納付期限までに到達 (口座通帳に印字された状態) させる

納付金額 入札書に記載しようとする金額の100分の5以上の金額です。

(例 入札書に記載する金額が120万円の場合、6万円以上の金額の納付が必要です。)

納付の連絡 入札保証金を納付したときは、電話等により連絡を下さい。

連絡先 島根県総務部管財課財産活用推進室 公有財産グループ

Tel 0852-22-6416 Fax 0852-22-6037

Mail kanzai@pref.shimane.lg.jp

## 2 入札書の提出

入札書は、次の方法により提出してください。

### (1)入札書の作成

入札書に金額を記入し、氏名及び住所 (法人の場合は名称及び所在地。以下「氏名及び住所等」という。) を記載し押印してください。

(2)入札書を内封筒 (入札書を入れる封筒をいう。この封筒を以下「内封筒」という。) に入れてください。

内封筒は封をして、表面に、物件名、入札参加者の氏名及び住所等を記載してください。

(3)内封筒を外封筒 (内封筒を入れる封筒をいう。以下「外封筒」という。) に入れてください。

- (2) 規定された形式によらないで入札書が到達したとき（例えば、入札書が内封筒に入れられていない等）は、内封筒又は入札書は不受理とします。
- (3) 不受理としたときは、外封筒、内封筒及びその他外封筒に封入されていたものを、入札書等不受理通知書を添えて、当該入札者に特定記録郵便で返送します。

## 6 内封筒の補正・受理・管理

- (1) 内封筒の表面に、物件名、入札参加者の氏名及び住所等のいずれかが未記載である等により、入札参加する物件又は入札参加の意思が明確でない場合は、外封筒の送付者に連絡し、補正（県において氏名等を朱書で記載又は朱書き訂正する方法による。）します。

ただし、外封筒の記載との繋がり等により入札参加の意思が明確である場合は、連絡を省いて補正します。

- (2) 内封筒の記載が適正である場合（表面の記載事項が未記載等であるが、参加する入札物件及び入札参加の意思が明確である場合を含む。）及び前項により補正したときは、内封筒を受理します。
- (3) 上記(1)の場合において、入札参加者に連絡がとれない等により、入札書提出期限までに必要な補正ができないときは、内封筒は不受理とします。

不受理とした場合は上記5(3)の例により返送します

- (4) 受理した内封筒は、入札設定日時まで金庫に入れる等確実な方法で保管します。

## 7 開札

- (1) 開札は、島根県総務部管財課において、公告等に記載した日時に、内封筒を開封することにより行います。
- (2) 入札参加者が、開札への立会いを希望する場合は、立会いを認めます。
- (3) 同価の入札をした者が二人以上あるときは、県の職員がくじを引くことにより落札者を決定します。

## 8 その他

- (1) 郵便入札については、この手続き案内に記載するほか「県有財産売却に係る郵便入札執行要領」によります。
- (2) また、郵便入札について、ご不明の点がありましたら下記担当にご連絡ください。
- (3) 外封筒、内封筒などは、ひな型を提供します。

郵便入札に係る担当

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

山崎 金田

Tel 0852-22-6416 Fax 0852-22-6037

Mail [kanzai@pref.shimane.lg.jp](mailto:kanzai@pref.shimane.lg.jp)

- (2) 規定された形式によらないで入札書が到達したとき（例えば、入札書が内封筒に入れられていない等）は、内封筒又は入札書は不受理とします。
- (3) 不受理としたときは、外封筒、内封筒及びその他外封筒に封入されていたものを、入札書等不受理通知書を添えて、当該入札者に特定記録郵便で返送します。

## 6 内封筒の補正・受理・管理

- (1) 内封筒の表面に、物件名、入札参加者の氏名及び住所等のいずれかが未記載である等により、入札参加する物件又は入札参加の意思が明確でない場合は、外封筒の送付者に連絡し、補正（県において氏名等を朱書で記載又は朱書き訂正する方法による。）します。

ただし、外封筒の記載との繋がり等により入札参加の意思が明確である場合は、連絡を省いて補正します。

- (2) 内封筒の記載が適正である場合（表面の記載事項が未記載等であるが、参加する入札物件及び入札参加の意思が明確である場合を含む。）及び前項により補正したときは、内封筒を受理します。
- (3) 上記(1)の場合において、入札参加者に連絡がとれない等により、入札書提出期限までに必要な補正ができないときは、内封筒は不受理とします。

不受理とした場合は上記5(3)の例により返送します

- (4) 受理した内封筒は、入札設定日時まで金庫に入れる等確実な方法で保管します。

## 7 開札

- (1) 開札は、島根県総務部管財課において、公告等に記載した日時に、内封筒を開封することにより行います。
- (2) 入札参加者が、開札への立会いを希望する場合は、立会いを認めます。
- (3) 同価の入札をした者が二人以上あるときは、県の職員がくじを引くことにより落札者を決定します。

## 8 その他

- (1) 郵便入札については、この手続き案内に記載するほか「県有財産売却に係る郵便入札執行要領」によります。
- (2) また、郵便入札について、ご不明の点がありましたら下記担当にご連絡ください。
- (3) 外封筒、内封筒などは、ひな型を提供します。

郵便入札に係る担当

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

Tel 0852-22-6416 Fax 0852-22-6037

Mail [kanzai@pref.shimane.lg.jp](mailto:kanzai@pref.shimane.lg.jp)

# 県有財産売買契約書（案）

売主島根県（以下「甲」という。）と買主（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の県有財産（以下「物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

土地

所在	地目	面積
益田市土井町口2073番4	宅地	208.29㎡（公簿、実測）
益田市土井町口2073番12	宅地	3.49㎡（公簿、実測）

（売買代金）

第2条 物件の売買代金（以下「代金」という。）は金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 既納の入札保証金 円は、前項の契約保証金の一部に充当するものとする。

3 第1項に規定する契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を代金の一部に充当する。

5 乙が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（代金の納付）

第4条 乙は、代金と前条に規定する契約保証金との差額、金 円を令和 年 月 日までに甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第5条 物件の所有権は、乙が代金を完納したときに、乙に移転するものとする。

2 乙は、物件の所有権が移転したときは、当該所有権の移転登記に必要な書類を甲に提出し、甲は、すみやかに当該所有権の移転登記を登記所に嘱託するものとする。

（物件の引渡し）

第6条 物件は、所有権移転と同時に甲から乙に対し引き渡されたものとする。

（双方の責めに帰すことができない事由による履行不能）

第7条 甲および乙は、この契約締結のときから、物件の所有権の移転のときまでの間において、物件が甲および乙の責に帰すことができない理由により滅失またはき損して本契約の履行が不可能となったとき、互いに書面によりその相手方に通知して、本契約を解除することができる。

2 前項によって本契約が解除されたときには、甲は乙に対し、契約保証金等を含め受

領済みの金員を無利息にて速やかに返却する。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、民法および本契約の他の条項に関わらず、引き渡された物件が、種類または品質に関して契約内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という）を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、甲の故意または重過失による債務不履行その他、契約の趣旨に照らし民法第1条第2項に規定する信義誠実の原則および公正取引に反すると認められる事情があるときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、乙は契約不適合があった場合に、乙がその不適合を知った時から1年以内にその旨を甲に通知したものに限り、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができる。

3 前項での損害賠償の範囲は、売買代金の額を限度とする。

(用途制限等)

第9条 乙は、この契約締結の日から10年を経過するまでの期間（以下「指定期間」という。）、物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者の事務所、住宅またはこれらに類するものの用途

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はこれらに類するものの用途

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業および同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

2 乙は、指定期間が満了するまでは、物件を前項各号の用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、または貸付けてはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条の指定期間が満了するまでは、物件について随時調査し、または乙に対し、必要な報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、もしくは妨げ、または同項の報告を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、第9条または前条第2項に規定する義務に違反したときは、次に定める額を甲に違約金として納付しなければならない。

(1) 第9条に規定する義務に違反したときは、代金の30パーセントに相当する額

(2) 前条第2項に規定する義務に違反したときは、代金の10パーセントに相当する額

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第15条に規定する損害賠償またはその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 乙が第9条および第10条第2項に違反する場合その他この契約による義務を履

行しないとき。

- (2) 甲が義務の全部または一部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がその義務の全部または一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

（返還金等）

第13条 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金および乙が物件に支出した必要費、有益費その他いっさいの費用は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、物件が滅失またはき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により、物件を甲に返還するときは、同時に物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第15条 甲は、乙がこの契約に規定する義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（返還金の相殺）

第16条 甲は、第13条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第11条に規定する違約金または第14条第2項もしくは前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金とこれらの全部または一部と相殺する。

（登記の費用）

第17条 物件の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

（契約の費用）

第18条 この契約の締結および履行に必要ないっさいの費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定等）

第19条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書に規定しない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 売主 島根県松江市殿町1番地  
島根県  
島根県知事 丸山 達也

(乙) 買主 住所  
氏名

# 入札参加申込書

令和 年 月 日

島根県知事様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

携帯電話（昼間連絡が可能なもの）  
\_\_\_\_\_

FAX（FAXがある場合）  
\_\_\_\_\_

電子メールアドレス

PC  
\_\_\_\_\_

スマートフォン・携帯  
\_\_\_\_\_

注 平日の昼間（開庁時間）連絡する必要があるため、必ず連絡がとれるものを記載してください。

下記の島根県有財産売却に係る一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

記

物件

物件名 元益田高等学校（校長住宅）

所在 益田市土井町口2073番4、口2073番12

面積 211.78㎡（公簿・実測）

注1 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。

注2 複数の方が共同で買受けされる場合は「代表者選任届」を添付のうえ、代表者の名前で入札参加申込を行ってください。

提出先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

TEL: 0852-22-6416

# 代表者選任届

令和 年 月 日

島根県知事様

私達は、下記物件を共同買受けするため、代表者として、

住所

(ふりがな)

氏名

を選任し、入札に関する一切の行為を代表させます。  
なお、債務は各自連帯して負担します。

## 記

### 1 共同買受けしようとする物件

物件名 元益田高等学校（校長住宅）  
所在 益田市土井町口2073番4、口2073番12  
面積 211.78㎡（公簿・実測）

### 2 共同買受け人

(代表者)

住所

氏名

印

TEL

住所

氏名

印

TEL

住所

氏名

印

TEL

(個人用)

## 入札参加資格に関する誓約書

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者でないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所  
(ふりがな)  
氏 名

印

島 根 県 知 事 様

注1 印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。

注2 共同買受けする場合は、買受人ごとに提出してください。

## 入札参加資格に関する誓約書

当法人及び当法人の役員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当するものでないことを誓約します。

令和 年 月 日

法人所在地

法人名及び代表者名（ふりがな）

印

法人役員名及び生年月日

（ふりがな）

氏名 生年月日

（ふりがな）

氏名 生年月日

（ふりがな）

氏名 生年月日

（ふりがな）

氏名 生年月日

島根県知事様

注1 法人代表者の印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。

注2 法人役員は、法人名の欄に代表者として記載された方も重ねて記載し、取締役、理事等のほか監査役等全部事項証明書に記載された全ての役員について記載してください。

生年月日は「S〇〇.〇〇.△△」のように略記されて構いません。

役員欄が不足する場合は、別葉（この様式のコピーを使用してください。）に記載してください。

# 委任状

令和 年 月 日

島根県知事様

(委任者)

住所 (法人の場合は所在地)

(ふりがな)

氏名 (法人の場合は法人名及び代表者名)

印

私は、次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任します。

(受任者)

住所

(ふりがな)

氏名

印

記

島根県有物件 (元益田高等学校 (校長住宅) 【益田市土井町口 2 0 7 3 番 4、  
口 2 0 7 3 番 1 2】) 売却の入札に関する一切の権限

## 注 1 委任者欄

- ① 土地等を購入される方 (入札参加申込書に記載された方) の住所及び氏名を記入し、押印してください。
- ② 委任者の印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。  
入札参加申込書と印影が繋がらない場合は、委任の有無について確認させていただく場合があります。
- ③ 法人の場合で、入札参加申込書に記載された法人代表者以外の方が入札会場へ来場されるときは、当該代表者から入札会場へ来場される方 (個人) への委任状が必要です。

## 注 2 受任者欄

土地等を購入される方 (入札参加申込書に記載された方) に代わって、入札会場へ来場される方 (個人) の住所及び氏名を記入し、押印してください。

# 入札書

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、元益田高等学校（校長住宅）  
益田市土井町口2073番4、口2073番12  
211.78㎡（公簿・実測）

上記のとおり、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他現地等を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

島根県知事様

住所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

注1 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

注2 印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。

入札参加申込書と印影が繋がらない場合は、運転免許証等公的証明書により本人確認させていただく場合があります。

注3 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。（当該代表者以外の方が入札会場へ来場されるときは、委任状により委任を受け、代理人による入札用の入札書を使用してください。）

# 入札書

(代理人による入札用)

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、元益田高等学校（校長住宅）  
益田市土井町口2073番4、口2073番12  
211.78㎡（公簿・実測）

上記のとおり、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他現地等を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

島根県知事様

委任者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）

代理人 住所

（ふりがな）

氏名

印

注1 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

注2 委任者欄 委任状に記載された委任者の住所及び氏名を記入してください。（押印は不要です。）

注3 代理人欄 受任者（委任状に記載された受任者）の住所及び氏名を記入し、押印してください。

印影は、委任状に押印した受任者の印影と同一のものを使用してください。

委任状と印影が繋がらない場合は、運転免許証等公的証明書により本人確認させていただく場合があります。

# 入札参加辞退届

令和 年 月 日

島根県知事様

住所  
(ふりがな)

氏名 印

TEL

下記の島根県有財産売却に係る入札参加申込書を提出しましたが、参加を辞退しますので届出ます。

## 記

物件

物件名 元益田高等学校（校長住宅）  
所在 益田市土井町口2073番4、口2073番12  
面積 211.78㎡（公簿・実測）

注1 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。

注2 複数の方が共同で買受けされる場合で「代表者選任届」を提出されているときは、代表者の方が辞退届を提出してください。

提出先

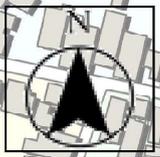
〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

TEL: 0852-22-6416

# 位置図



元益田高等学校 (校長住宅)

縮尺 1 : 2500



表題部 (土地の表示)		調製	平成17年1月11日	不動産番号	2804000152797
地図番号	9	筆界特定	余白		
所在	益田市土井町			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
口2073番4	畑	214		口2073番1から分筆 〔昭和40年10月13日〕	
余白	学校用地	余白		②昭和46年7月24日変更 〔昭和49年3月6日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年1月11日	
余白	余白	243		③錯誤 〔平成27年2月23日〕	
余白	余白	208		③口2073番4、口2073番9ないし口2073番11に分筆 〔平成27年2月23日〕	
余白	宅地	208 29		②③昭和41年8月1日地目変更 〔平成27年2月23日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和41年2月3日 第536号	原因 昭和40年9月27日売買 所有者 島根県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成17年1月11日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(松江地方法務局益田支局管轄)  
令和3年5月21日  
松江地方法務局

登記官

田中裕幸



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2804010038448
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	益田市土井町			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
口2073番12	宅地	3.49		不詳 〔令和2年9月4日〕	
所有者	益田市				

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和2年9月14日 第3314号	所有者 益田市
2	所有権移転	令和3年1月7日 第82号	原因 令和2年11月26日譲与 所有者 島根県



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

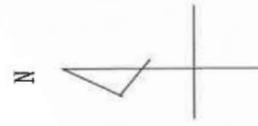
(松江地方法務局益田支局管轄)  
令和3年5月21日  
松江地方法務局

登記官

田中裕幸



1 道 □1992-4    △ □2072-4    □2073-12    井 道 □2080-2    □2106-3    □2121-3  
 □2072-6    □2072-6    □2073-12    □2080-2    □2106-5    □2106-5



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部	所在	益田市土井町	地番	□2073番4	種類	旧土地台帳附属地区
出力縮	縮尺不明	精度分	地図に準ずる図面	分類	補事	記項
作成年月日	座標系又は番号は記号	付年月日(原図)				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(松江地方法務局益田支局管轄)

令和3年5月21日

松江地方法務局

登記官

請求番号：4-1

(1/2)

田中裕幸



公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(松江地方支局益田支局管轄)  
令和3年5月21日  
松江地方支局

登記官

田中裕幸



座標求積表 (世界測地系座標)

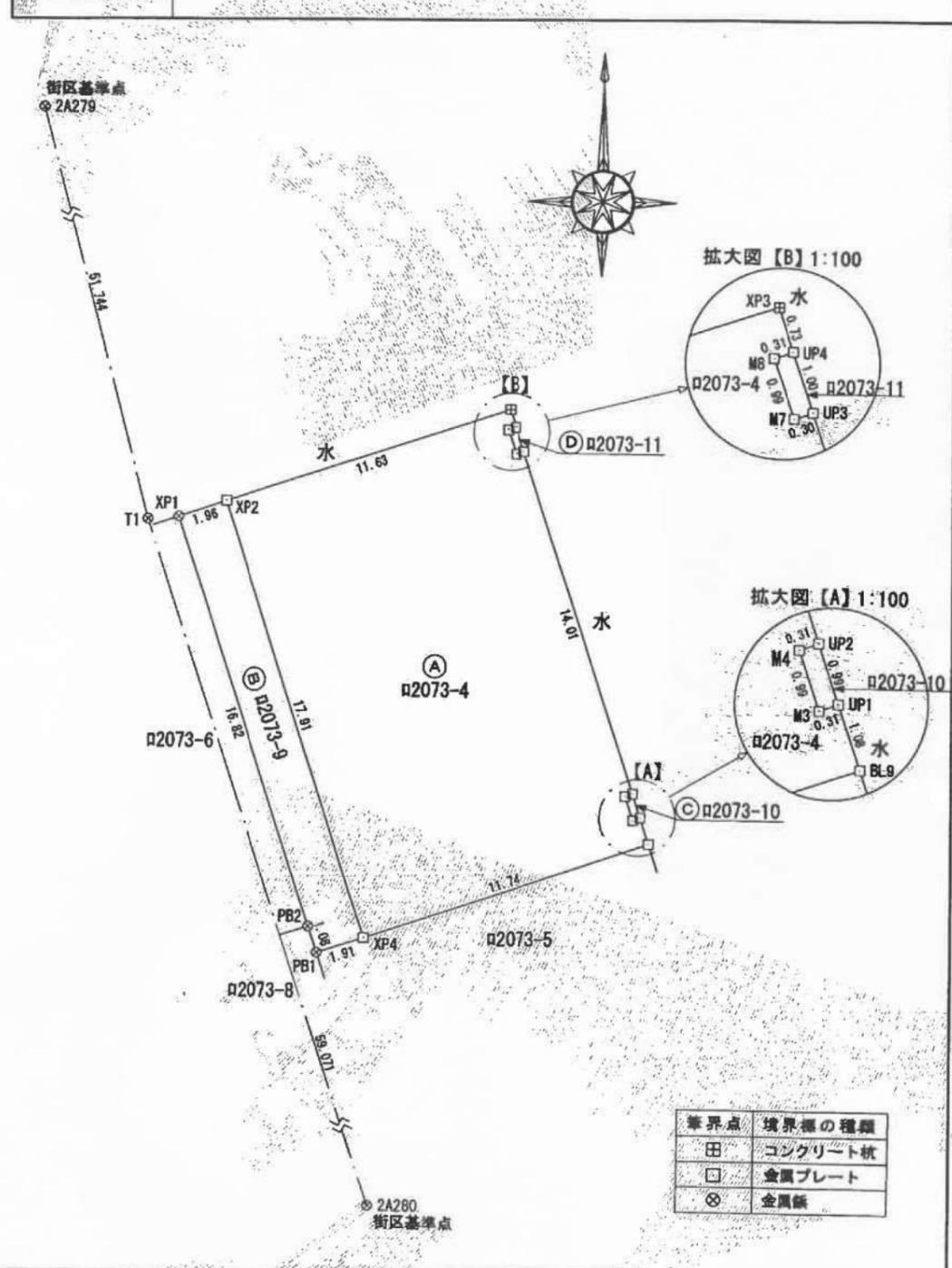
地番	(A) 2073-4	測点	標識	X	Y	X-X	Y (X-X)	辺長
XP2	金属プレート(新設)	-147311.762	-28436.924	-20.728	589440.560672	17.91		
XP4	金属プレート(新設)	-147328.782	-28431.319	-13.194	375122.822886	11.74		
BL9	金属プレート(新設)	-147324.956	-28420.217	4.851	-137866.472667	1.08		
UP1	金属プレート(新設)	-147323.931	-28420.561	0.918	-26090.074998	0.31		
M3	金属プレート(新設)	-147324.038	-28420.857	0.837	-23788.257309	0.99		
M4	金属プレート(新設)	-147323.094	-28421.176	1.051	-29870.655976	0.31		
UP2	金属プレート(新設)	-147322.987	-28420.879	13.396	-380726.095084	14.01		
UP3	金属プレート(新設)	-147309.698	-28425.345	13.191	-374958.725895	0.30		
M7	金属プレート(新設)	-147309.796	-28425.634	0.843	-23962.809462	0.99		
M8	金属プレート(新設)	-147308.855	-28425.964	1.047	-29761.984308	0.31		
UP4	金属プレート(新設)	-147308.749	-28425.664	0.801	-22768.956864	0.73		
XP3	コンクリート杭(新設)	-147308.054	-28425.898	-3.013	85647.230674	11.63		
倍面積					418.581669			
面積					208.290834			
地積					208.29m <sup>2</sup>			
坪					63.01			

地番	(B) 2073-9	測点	標識	X	Y	X-X	Y (X-X)	辺長
XP1	金属板(新設)	-147312.387	-28438.784	-16.589	471770.987776	16.82		
PB2	金属板(既設)	-147328.351	-28433.483	-16.990	483084.876170	1.08		
PB1	金属板(既設)	-147329.377	-28433.143	-0.431	12254.684633	1.91		
XP4	金属プレート(新設)	-147328.782	-28431.319	17.615	-500817.684185	17.91		
XP2	金属プレート(新設)	-147311.762	-28436.924	16.395	-466223.368980	1.96		
倍面積					69.495414			
面積					34.747707			
地積					34.74m <sup>2</sup>			
坪					10.51			

面積 =  $\sum (X_n (Y_{n+1} - Y_{n-1})) / 2$

地番 2073番4、同番9  
ないし同番11 地積測量図 (1/2)

土地の所在 益田市土井町



作成者 島根県益田市あけぼの本町11番地6  
土地家屋調査士 原 敏雄

(平成 27 年 2 月 5 日作成)

申請人 島根県知事 溝口善兵衛

縮尺 1/250

登記年月日：平成27年2月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(松江地方務局益田支局管轄)  
令和3年5月21日 松江地方務局

登記官

田中裕幸



地番	□2073番4、同番9 ないし同番11	地積測量図 (2/2)
土地の所在	益田市土井町	

座標求積表 (世界測地系座標)

地番	測点	標識	X	Y	X-X	Y(X-X)	辺長
◎□2073-10	UP1	金属プレート(新設)	-147323.931	-28420.561	-1.051	29870.009611	0.31
	M3	金属プレート(新設)	-147324.038	-28420.857	0.837	-23788.257309	0.99
	M4	金属プレート(新設)	-147323.094	-28421.176	1.051	-29870.655976	0.31
	UP2	金属プレート(新設)	-147322.987	-28420.879	-0.837	23788.275723	0.99
	倍面積						
面積							0.313975
地積							0.31m <sup>2</sup>
坪							0.09

地番	測点	標識	X	Y	X-X	Y(X-X)	辺長
◎□2073-11	UP3	金属プレート(新設)	-147309.698	-28425.345	-1.047	29761.336215	0.30
	M7	金属プレート(新設)	-147309.796	-28425.634	0.843	-23962.809462	0.99
	M8	金属プレート(新設)	-147308.855	-28425.964	1.047	-29761.984308	0.31
	UP4	金属プレート(新設)	-147308.749	-28425.664	-0.843	23962.834752	1.00
	倍面積						
面積							0.311401
地積							0.31m <sup>2</sup>
坪							0.09

面積 =  $\sum [X_n (Y_{n+1} - Y_{n-1})] / 2$

測地系	世界測地系
座標系	Ⅲ系
測量年月日	平成27年4月7日

作成者	島根県益田市あけぼの本町11番地6 土地家屋調査士 原 敏雄 (平成27年2月5日作成)
-----	--

申請人	島根県知事 溝口善兵衛
-----	-------------

縮尺	1/250
----	-------

登記年月日：令和2年9月4日

# 土地積測量図

地番	□2073番12
土地の所在	益田市土井町

### 座標求積表 (世界測地系座標)

地番	□2073-12			
測点	X	Y	X-X	Y (X-X)
BL2	-147311.477	-28437.018	-3.993	113549.012874
XP2	-147311.762	-28436.924	3.423	-97339.590852
XP3	-147308.054	-28425.898	3.993	-113504.610714
X101	-147307.769	-28425.992	-3.423	97302.170616
倍面積	6.981924			
面積	3.490962			
地積	3.49 m <sup>2</sup>			
坪	1.05			

$$\text{面積} = \sum [Y_i (X_{i+1} - X_{i-1})] \div 2$$

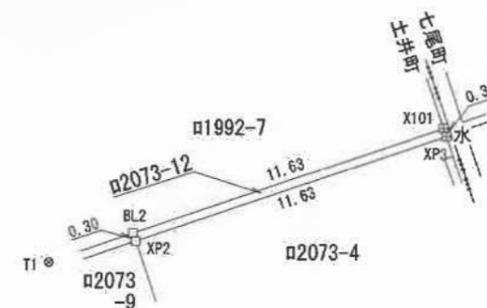
測地系	世界測地系
座標系	Ⅲ系
測量年月日	令和2年6月30日

### 公共基準点座標

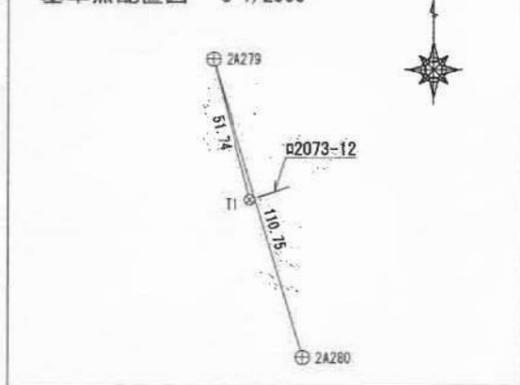
測点	X	Y	基準点の種類
2A279	-147262.469	-28453.171	街区基準点
2A280	-147368.527	-28421.254	街区基準点

### 測量基準点座標

測点	X	Y	標識
T1	-147312.508	-28439.997	金属紙



### 基準点配置図 S=1/2500



境界点	境界線の種類
田	コンクリート杭
□	アルミプレート

作成者	益田市あけぼの本町11番地6 土地家屋調査士 原 敏雄 (令和2年8月19日作成)	申請人	益田市長 山本浩章	縮尺	1 / 250
-----	--	-----	-----------	----	---------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(松江地方支局管轄)  
松江地方支局

令和3年5月21日

登記官

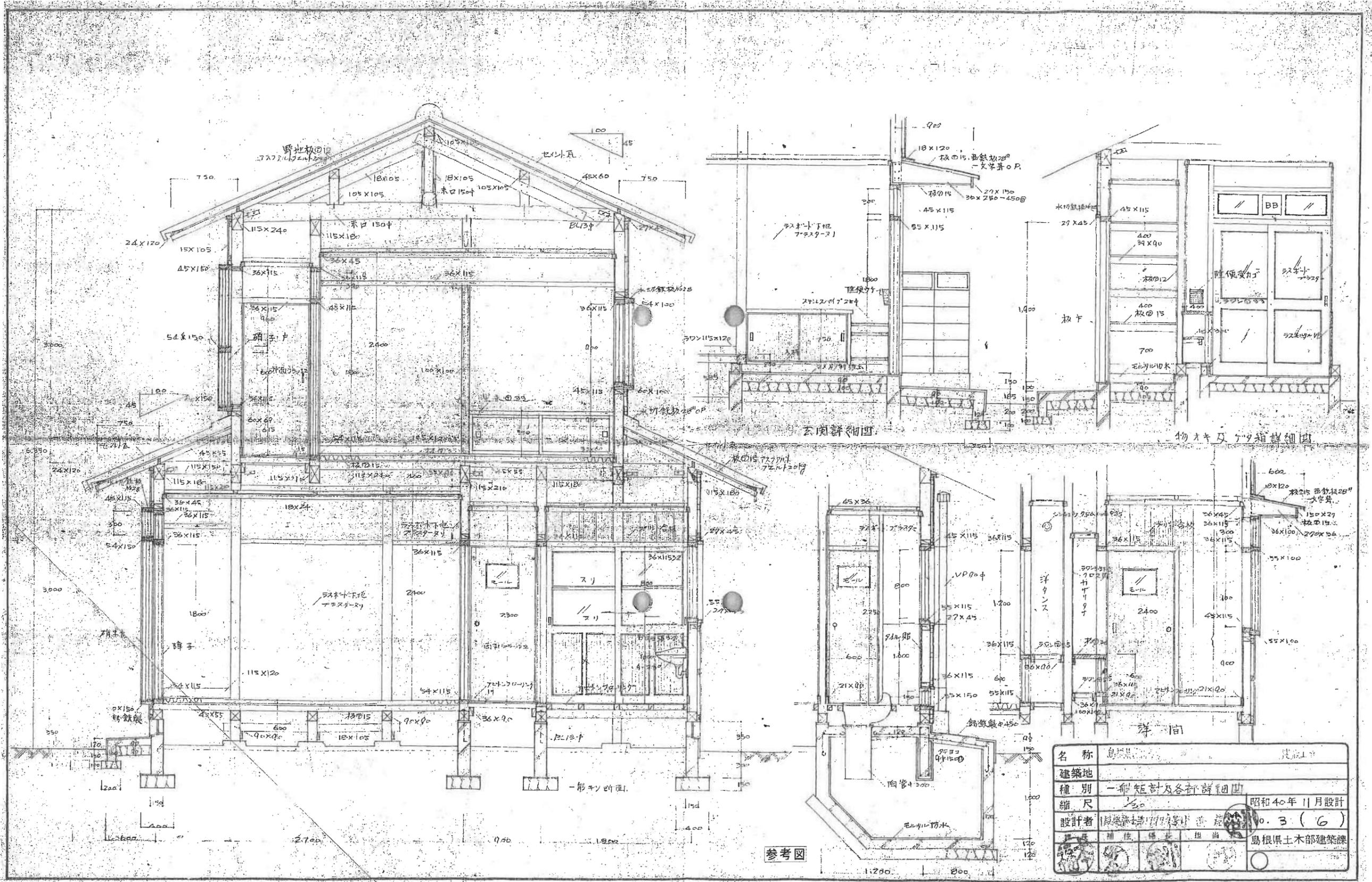
田中裕幸



益田高等学校校長住宅解体工事

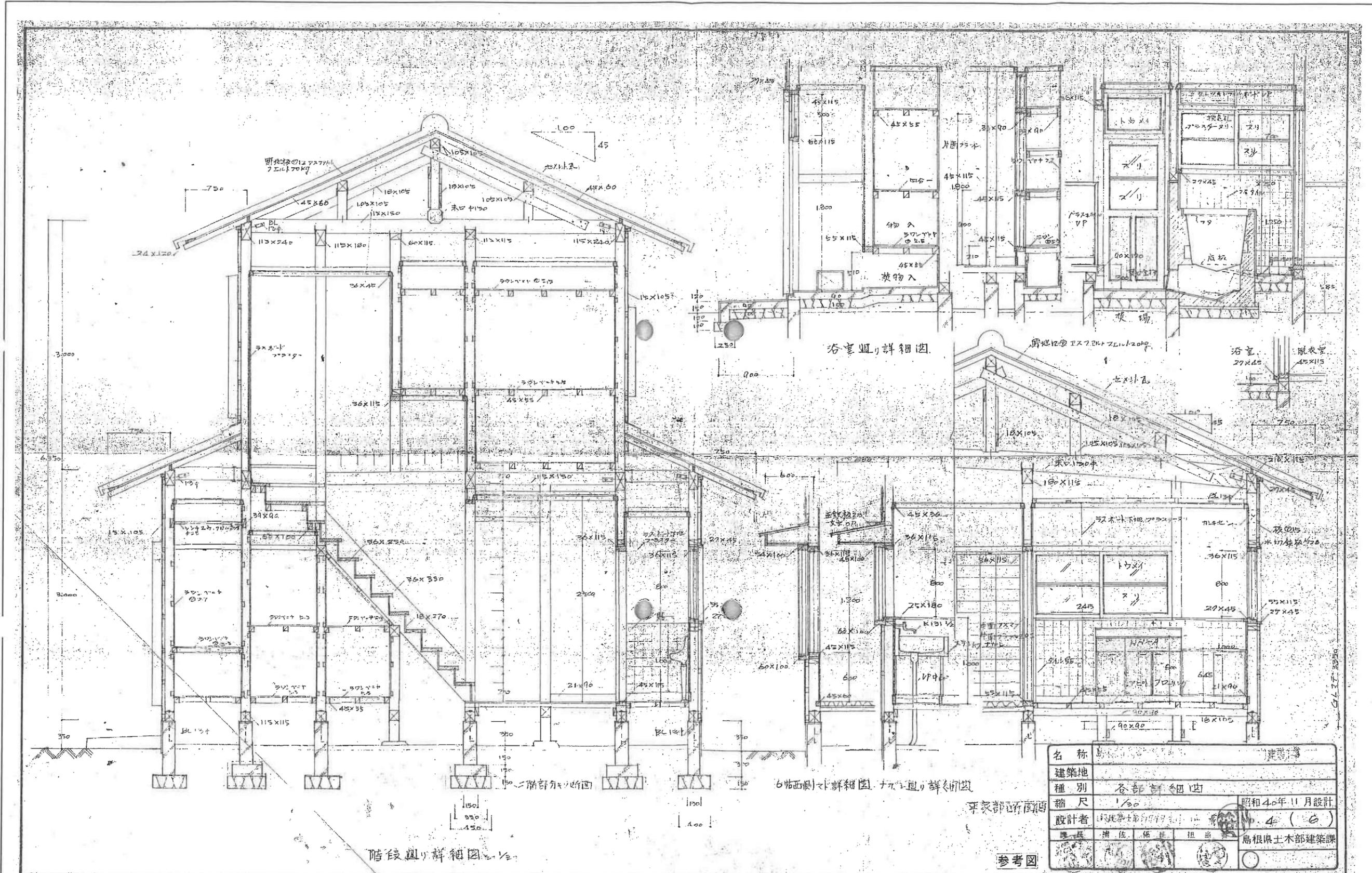
設計図





名称	島根県庁 建築課
建築地	
種別	一般設計及各部詳細図
縮尺	1/30
設計者	島根県庁 建築課 10.3(6)
担当者	島根県土木部建築課

図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月	課長	GL	担当者	島根県総務部営繕課	有限会社 都設計
7 (8)	益田高等学校校長住宅解体工事	参考図 矩計図	1:30	H26.06				設計者 1級建築士第272880号 小川 啓輔	管理建築士 本田 博 1級建築士登録番号第125923号



名称	益田高等学校校長住宅解体工事		
建築地	益田市		
種別	各部詳細図		
縮尺	1/30	昭和40年11月設計	
設計者	島根県土木建築課		
監査	補佐	係長	担当
参考図			

図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月	課長	G	L	担当者	島根県総務部営繕課	有限会社 都設計
8 (8)	益田高等学校校長住宅解体工事	参考図 矩計図	1:30	H26.06					設計者 1級建築士第272880号 小川 啓雄	管理建築士 本田 博 1級建築士登録番号第125923号

益田高等学校校長住宅解体工事

完成図

工期 着工 平成26年10月8日  
完成 平成26年12月19日

施工 日新建設株式会社



撮影日 令和3年9月28日 元益田高等学校(校長住宅)

1 物件を道路(西)側から撮影



2 物件を道路(北西)側から撮影



3 接道(南)側から撮影



4 接道(北)側から撮影



5 水路(東南)側から撮影



6 水路(北東)側から撮影

